マンションの管理・運営等で困っていませんか？
マンションの適正な管理運営はなされていますか？

堺市分譲マンション専門家派遣事業

マンションの管理適正化に向けた支援を実施するため、
マンション管理の専門家であるマンション管理士を
アドバイザーとして無料で派遣します！

1.申込要件

申込みができるのは、**表１**のいずれかに該当する**分譲マンションの管理組合**です。
ただし、次の**ア又はイ**に該当する場合は、**２名以上の区分所有者**で申込みを行うことができます。

ア　管理組合の総会等が直近２年以内に開催されていないとき
イ　管理組合の実態がないとき

（表１）

1	管理組合の実態がない
2	管理規約を作成していない（必要に応じてその改正を行っていないものを含む）
3	修繕積立金を積み立てていない
4	管理者等を定めていない
5	集会を年１回以上開催していない
6	管理費及び修繕積立金について明確に区分して経理を行っていない
7	長期修繕計画がない（必要に応じてその改正を行っていないものを含む）

2.相談内容

表１の内容の改善を目的とした相談に限ります。

（例）・管理組合の実態がないので、集会を開催できるようにしたい
・管理規約が建設当時から改正していないので、現状に則したものに改正したい
・修繕積立金を適正に積み立てたい　など

※本事業は、表１の内容を改善するためのアドバイスをするものであり、調査・見積り・設計等の実務が伴うものについては、相談業務の対象外となります。

3.相談場所・相談時間・派遣回数

相談場所は、申込者側でご準備ください。（例）集会所、近隣の地域会館　など
相談時間は、**１回の派遣で２時間程度**とします。
派遣回数は、**１年度につき原則６回**までです。ただし、管理状況や派遣事業実施状況等により変更になる場合があります。

4.派遣費用

専門家の派遣は無料です。

ただし、その他の費用は管理組合の負担となります。

（例）・集会を行うときの会館使用料
・招集案内の郵送料
・建物劣化診断調査費用
・管理規約や長期修繕計画の作成費用　など

5.申込方法

申込みの際には、所定の**申込書**により申込みください。（先着順）

ただし、**申込要件を満たしているか事前確認が必要**になりますので、予め下記申込先までご相談ください。

【申込先】

堺市　建築都市局　住宅部　住宅施策推進課

〒590-0078　堺市堺区南瓦町3番1号

電話番号：072-228-8215

（平日9時～12時、12時45分～17時半）

メールアドレス：jusui@city.sakai.lg.jp

市ホームページ

※**申込書は、上記市ホームページに掲載しています。**

※申込みに際して、管理状況がわかる資料等の確認が必要となる場合があります。

※申込みされる際や派遣が決定した際は、管理組合内や区分所有者間で、情報の共有をお願いします。

※本制度は予算の範囲内で実施します。今年度の派遣は３件程度を想定しています。
　なお、派遣は最長３年です。

その他の支援制度

●堺市住宅専門家相談（無料）

相談内容に応じて、マンション管理士や弁護士等に無料で相談できます。（月1回開催、事前予約制、先着順）

●アドバイザー派遣制度

大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会を通じて管理・修繕・建替などの専門家を管理組合の勉強会の講師として派遣します。

●堺市分譲マンション建替え支援制度

建替えを視野に入れた合意形成を行う管理組合に対し、アドバイザー契約に要する経費を一部補助します。

●マンション管理計画認定制度

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、堺市から適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができます。